

「平成 23 年度国民経済計算確報」利用上の注意

1. 現行の国民経済計算は、基本的には平成 5（1993）年に国連が勧告した国際基準（1993SNA）に基づいて推計を行っている。
2. 国民経済計算は、毎年、最新年(度)の数値を「確報」として公表するとともに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、さらに 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 23 年度国民経済計算」については、平成 23 年(度)計数（確報値）及び平成 22 年(度)計数（確々報値）の推計を行った。
3. 「平成 23 年度国民経済計算」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行った。主なものは以下のとおり。

(1) 「経済センサス－活動調査」等の活用（平成 23 年(度)分）

国民経済計算の確報推計においては、製造業の出荷額や在庫額、付加価値額等の推計にあたって「工業統計調査」（経済産業省）を活用しているが、平成 23 年分については同調査が実施されていない。このため、今般の平成 23 年計数の確報推計のために、同調査に代えて、平成 23 年度に実施された「平成 24 年経済センサス－活動調査」（総務省・経済産業省）を活用した。ただし、担当省から提供を受けた数値は、製造業の全体をカバーするものではないため、出荷額の推計に当たっては、「生産動態統計調査」（経済産業省）等をもとに産出額を推計し、別途推計する在庫増減を差し引いて出荷額を求める代替的な方法（以下「代替推計」という。）で補完した。代替推計の枠組みについては、統計委員会第 11 回国民経済計算部会資料 2、参考 2、参考 3（下記ウェブサイト）を参照されたい。

http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna_11/siryou_2.pdf

http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna_11/sankou_2.pdf

http://www5.cao.go.jp/statistics/sna/sna_11/sankou_3.pdf

(2) 東日本大震災に起因する特殊要因への対応（平成 22 年度、23 年(度)分）

① 義援金の記録方法

対家計民間非営利団体（日本赤十字社、中央共同募金会等）及び一般政府（被災自治体等）を經由して被災者に配分される義援金については、募金者（各制度部門）から被災者（家計）へ直接経常移転が行われるものとして記録した。経常移転の受払いの記録時点については、義援金が被災者に配分された時点とした。

② 非生命保険における地震保険金の記録方法

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う地震保険金（各種特約等も含む）については、その額が多額となっており、各保険者は、再保険及び自己資本（異常危険準備金）の取崩し等により、保険金の支払いを賄っている。こうした大災害に伴う多額の保険金については、平成 20（2008）年に国連が勧告した新たな国際基準（2008SNA）では資本移転として記録することとされており、その考え方を取り入れ、東日本大震災による地震保険金については、その額を金融機関の支払保険金（支払準備金を含む）から控除し、同額を金融機関から保険契約者たる各制度部門への資本移転として記録した。なお、当該資本移転の受払いの記録時点については、発生主義に基づき、平成 22 年度とした。

③在庫の減失分の記録方法

東日本大震災による在庫の減失は平成 23 年末の在庫残高(ストック)の減少要因となるが、減失分(フロー)は在庫品増加には反映させず、調整勘定の「その他の資産量変動勘定」にマイナス計上した(ストック編に反映)。当該減失分は、平成 22 年末の在庫残高や被災地域の出荷額等をもとに推計した。

④固定資産の毀損額の記録方法

東日本大震災による固定資産の毀損額については、被災地域における財別・部門別の固定資産の毀損状況をもとに、減耗分を除く純ベースの時価評価額を推計した(ストック編に反映)。毀損額は、調整勘定の「その他の資産量変動勘定」にマイナス計上し、固定資本減耗における資本偶発損には含まれていない。

⑤原子力発電所事故に係る賠償金等の記録方法

東京電力福島第 1 原子力発電所事故に係る賠償金については、支払実績をもとに、東京電力(株)(民間非金融法人企業)から家計等への資本移転として記録するとともに、賠償金支払に係る原子力損害賠償支援機構(公的金融機関)から東京電力への資金交付や、政府から原子力損害賠償支援機構、東京電力への資金交付を資本移転として記録する等の取扱とした。

⑥仮設住宅の提供の記録方法

政府による仮設住宅の建設については、公的固定資本形成として記録した。また、政府が民間賃貸住宅を借り上げて行う仮設住宅の提供については、不動産業の産出するサービスを政府が購入後、提供したものと捉え、政府最終消費支出として記録した。

(3) 政府サービス生産者の雇用者数等の推計方法の変更(平成 13 年(度)分以降)

地方政府の非正規職員数及び非正規教職員数の捕捉の向上を図るため、その推計の基礎資料を従来使用してきた「地方公務員給与の実態」(総務省)から「事業所・企業統計調査」(総務省)に変更するとともに、遡及改定を行った。これにより、付表 3「経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数」における「2. 政府サービス生産者」(及びその内訳に当たる(2) サービス業、(3) 公務))及び「合計」について、雇用者数及び就業者数が改定前の計数よりも増加、労働時間が改定前の計数よりも減少している。

(4) 国際収支状況の一部訂正の反映(平成 16 年度分以降)

「国際収支状況の一部訂正」(平成 24 年 4 月 9 日財務省・日本銀行公表)のとおり、「国際収支統計」において平成 17 年 1 月以降の所得収支等の計数が訂正されたことを受け、関連する系列の遡及改定を行った。

また、「国際収支状況及び対外資産負債残高の一部訂正」(平成 24 年 12 月 10 日財務省・日本銀行公表)のとおり、「本邦対外資産負債残高」において平成 20 年 12 月以降の対外純資産等が訂正されたことを受け、関連する系列の遡及改定を行った(ストック編に反映)。

(5) 政府関係諸機関の分類(平成 23 年(度)分)

平成 23 年度中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った(参考資料 V 参照)。具体的には、平成 23 年度確報で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園は、「中央政府」
- ・認可法人原子力損害賠償支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、「公的金融機関」